

地域密着型サービス事業者指定に係る意見について (意見聴取事項・事後審議)

1 指定地域密着型通所介護事業所 1 事業所

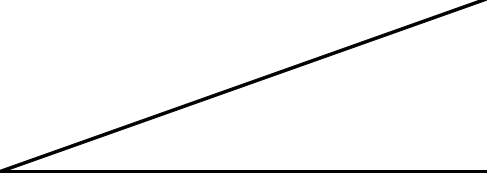
(1) サービスの概要

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう支援する。利用者定員は19名未満。

(2) 指定申請案件

申請者	横須賀市米が浜通 1-17 YMBLDG. 2 階 医療法人社団ゆるぎない愛の会 理事長 中島 茂
事業所名称	中島内科デイサービス
事業所の所在	横須賀市米が浜通 1-17 YMビル 3 階
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	平成31年 4 月 1 日
利用定員	12人
実施単位数	3 単位
営業日	月曜日から金曜日（祝日も営業）
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	① 9:00～12:00（月曜から金曜） ② 13:30～16:30（水曜を除く月曜から金曜） ③ 14:30～17:30（水曜）
通常の事業の実施地域	横須賀市
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	おむつ 100円 パット 50円

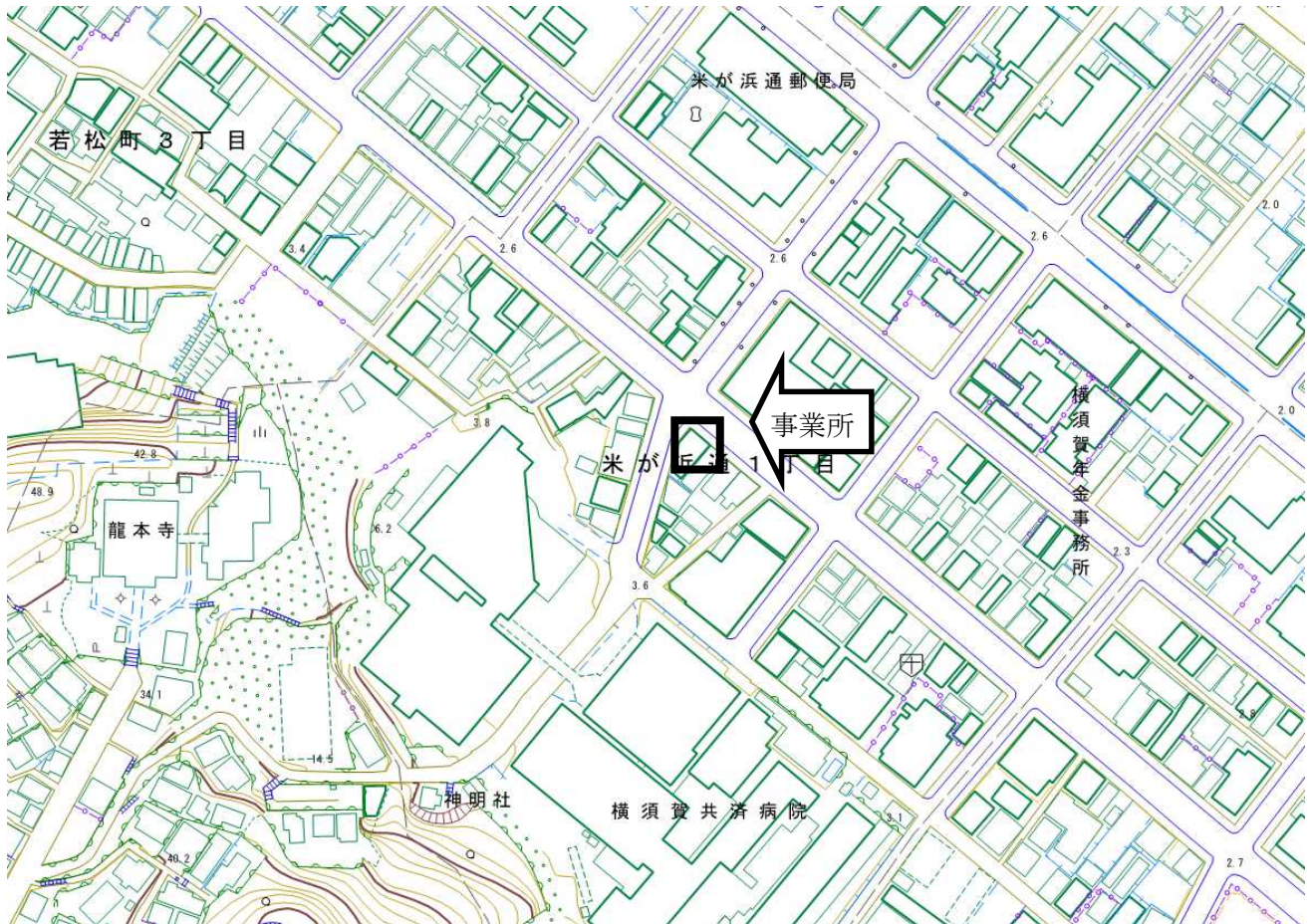
指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

			要 件	指定案件（中島内科デイサービス）
人員基準	管理者	勤務形態	常勤専従（管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ・併設の中島内科クリニックの職務と兼務
		兼務の範囲	①事業所の他の職務 ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務	
	生活相談員	勤務形態	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1	提供日ごとにサービス提供時間を上回る生活相談員を配置（介護支援専門員）
		資格要件	次のいずれか ・社会福祉主事（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	
	介護従業者	看護職員又は介護職員（利用定員10人以下）	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ----- 単位ごとに常時1人以上	
		看護職員又は介護職員（利用定員11人以上）	単位ごとに次の①②を満たすように配置（利用者の処遇に支障がない場合は他の単位と兼務可能） ①看護職員（看護師又は准看護師）専従1以上 ②介護職員は、提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 ----- 単位ごとに常時1人以上	
		勤務形態	生活相談員又は介護職員のうち1以上は常勤	生活相談員常勤1人 介護職員常勤3人
	機能訓練指導員	必要数	1以上（事業所の他の職務と兼務可能）	看護師4人
		資格要件	次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	

設備 基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積$\geq 3 \text{ m}^2 \times$利用定員 ※同一の場所でも可	$49.49 \text{ m}^2 \geq 36 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	誘導灯、消火器
利用定員		利用定員18人以下 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受け ることができる利用者の数の上限	利用定員12人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

地域密着型通所介護 中島内科デイサービス 位置図





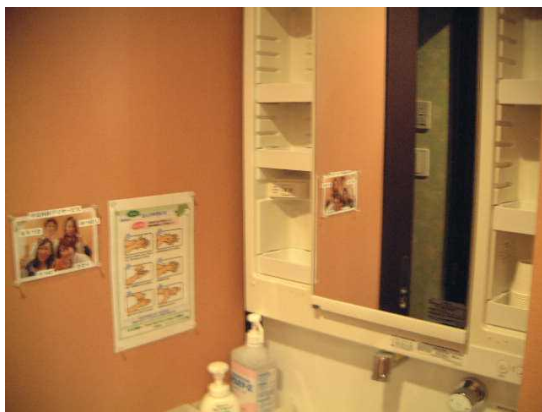
【現地写真】 中島内科デイサービス
(平成 31 年 3 月 22 日撮影)



入口



① トイレ



② 洗面台



③ 食堂兼機能訓練室 1



④ 食堂兼機能訓練室 2



⑤ 食堂兼機能訓練室 3

【現地写真】 中島内科デイサービス
(平成 31 年 3 月 22 日撮影)



⑥ 静養室



⑦ 相談室



⑧ 相談室 (外観)



⑨ 誘導灯



⑩ 消火器



⑪ 事務室

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所 1 事業所

(1) サービスの概要

利用者がその居宅において、又はサービスの拠点に通い、若しくは短期間宿泊することで、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けることにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援する。

(2) 指定申請案件

申 請 者	横須賀市大津町 1-18-11 特定非営利活動法人 ワークーズ・コレクティブ サポート横須賀 理事 小清水 かほる
事 業 所 名 称	サポート横須賀さの
事 業 所 の 所 在	横須賀市佐野町 3-14-11
サ ー ビ ス の 種 類	小規模多機能型居宅介護（サテライト型） 介護予防小規模多機能型居宅介護（サテライト型）
事 業 開 始 予 定 日	令和元年 5 月 1 日
登 録 定 員	12 人
利 用 定 員	通いサービスの利用定員 6 人 宿泊サービスの利用定員 3 人
利 用 料	介護報酬の告示上の額
そ の 他 の 利 用 料	①食 事 代 朝食 400 円 昼食 600 円 おやつ 100 円 夕食 700 円 ②宿 泊 費 3,000 円 ③お む つ 100 円
通常の事業の実施地域	横須賀市 本庁・衣笠・大津・久里浜行政センター管内
連携施設の名称	①横須賀グリーンヒル (介護老人福祉施設)
協力医療機関	①横須賀中央診療所 ②汐入メンタルクリニック ③古屋歯科医院
運営推進会議の有無	有（令和元年 5 月中に設置予定）

指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

区 分		要 件	報告案件(サポート横須賀さの)	
人 員 基 準	本体事業所の要件	①小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所であること	小規模多機能型居宅介護事業所	
		②事業開始後1年以上の実績があること	平成27年2月1日指定	
		③当該本体事業所の登録者数が、当該本体事業所において定められた登録定員の100分の70を超えたことがあること	過去1年間の平均利用率7割以上	
	事業の代表者 ①又は②を満たすこと及び③を満たすこと	①指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者であること	特定非営利活動法人 ワークス・コレクティブ サポート横須賀 理事	
		②特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者		
		③次のいずれかの研修を修了していること ・実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修・基礎課程又は専門課程・認知症介護指導者研修・認知症高齢者グループホーム開設予定者研修		認知症対応型サービス事業開設者研修 平成26年2月修了
	管理者	勤務形態	事業所ごとに常勤専従で配置(管理上支障がない場合は下記の兼務が可能)	管理者の兼務状況
兼務する場合の範囲		①当該事業所における他の職務	本体 管理者 週4時間 本体 介護職員 週24時間 サテライト型 管理者 週12時間 ※本体とは、小規模多機能型居宅介護事業所を表します。 ※サテライト型とは、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所を表します。	
		②当該事業所に併設する地域密着型の4施設等(認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設)の職務若しくは同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務		
		③本体事業所の管理に支障がない場合、本体事業所の管理者をサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者に充てることが可能		
資格要件	①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として3年以上の認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者	サポート横須賀くごう(小規模多機能型居宅介護事業所)に4年1ヶ月勤務		
	②「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了(みなし規定あり)していること ※「みなし規定」 ①平成18年3月31日までに実践者研修を修了した者であって、平成18年3月31日に現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者	認知症対応型サービス事業管理者研修 平成26年2月修了		

指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

区 分			要 件		報告案件(サポート横須賀さの)
計画作成担当者(1又は2の人員を配置すること)	1 介護支援専門員	勤務形態	専従で配置(利用者の処遇に支障がない場合は下記の兼務が可能)		非常勤兼務
		兼務する場合の範囲	①当該事業所における他の職務		介護職員 週8時間
			②当該事業所に併設する地域密着型の4施設等(認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設)の職務若しくは同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務		併設施設無し
	資格要件	③「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了していること		小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 平成26年8月修了	
	2 研修修了者	配置要件	①サテライト型事業所であって、本体事業所の介護支援専門員により、サテライト型事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われている		
			②介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了していること		
	資格要件	①本体事業所の介護支援専門員により、サテライト型事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われている			
		②介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了していること			
	人員基準	介護従業者	①日中の時間帯において、常勤換算方法で通いサービスの利用者数が3又はその端数を増やすごとに介護従業者を1以上配置する。 (例) 日中の時間帯を午前6時から午後9時までとし、常勤職員の勤務時間を8時間とした場合、通いサービスの利用者が15名のときは、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されることが必要		適正に配置
			②訪問サービスの提供に当たる介護従業者を常勤換算方法で1以上配置する。 本体事業所の職員によりサテライト型事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、常勤換算方法でなく1人以上とすることが可能		適正に配置
			③夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜勤職員を配置すること(宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる)		宿泊サービスは、基本的に本体事業所で行う予定であるため、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊サービスを提供する人員を配置していないが、必要に応じ人員を配置し、サテライト事業所での宿泊にも対応できるようにしている。
			④宿直業務にあたる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする 本体事業所の従業者が、サテライト型事業所の登録者からの訪問サービスの要請に適切に対応できる場合は、置かないことが可能		
			⑤介護従業者のうち1以上の者は、常勤であること		常勤職員の配置あり
			⑥介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。 本体事業所の看護師又は准看護師が適切にサテライト事業所の登録者に対する健康管理等を行うことができる場合、サテライト事業所において看護師又は准看護師を置かないことが可能		本体事業所の看護職員が当該事業所の登録者に対する健康管理等を行う。

指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

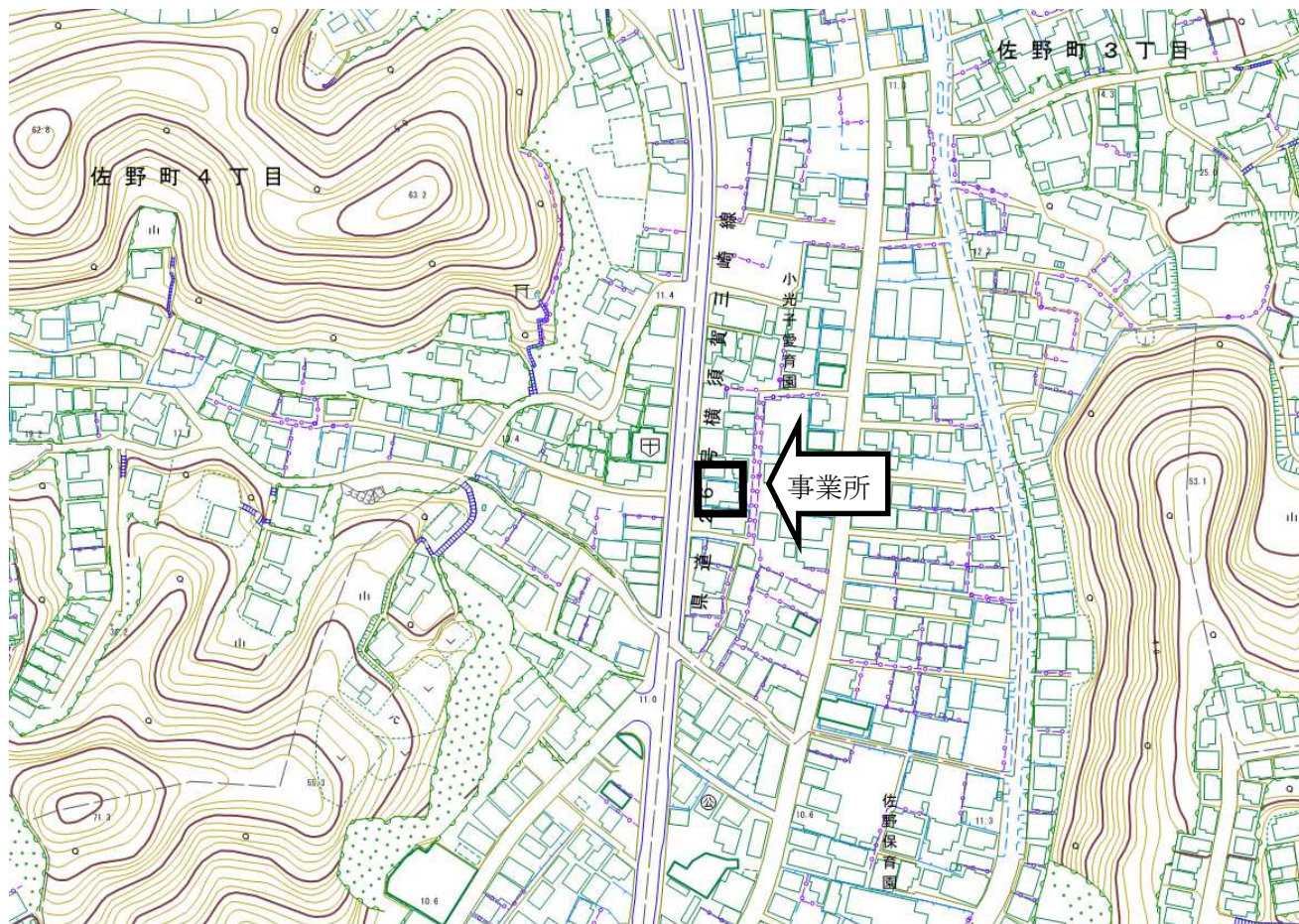
区 分		要 件	報告案件(サポート横須賀さの)
設備基準	設置場所	①本体事業所とサテライト事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること ②本体事業所とサテライト型事業所は、同一の日常生活圏域に所在することが望ましいが、隣接する市町村における指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所を本体事業所とすることが可能	本体事業所より車で15分程度
	サテライト事業所の数	2箇所まで	1箇所
	登録定員	18人以下	12人
	利用定員	通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から12人まで 宿泊サービスの利用定員は、登録定員の3分の1から6人まで	通いサービス 定員6人 宿泊サービス 定員3人
	宿泊室	①個室の定員は1名 ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2名	個室 3 (7.45㎡以上)
		②個室の床面積は7.43㎡以上 ③個室以外の宿泊室を設ける場合、その床面積は、 (宿泊サービスの利用定員－個室の定員数)×7.43㎡以上	
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

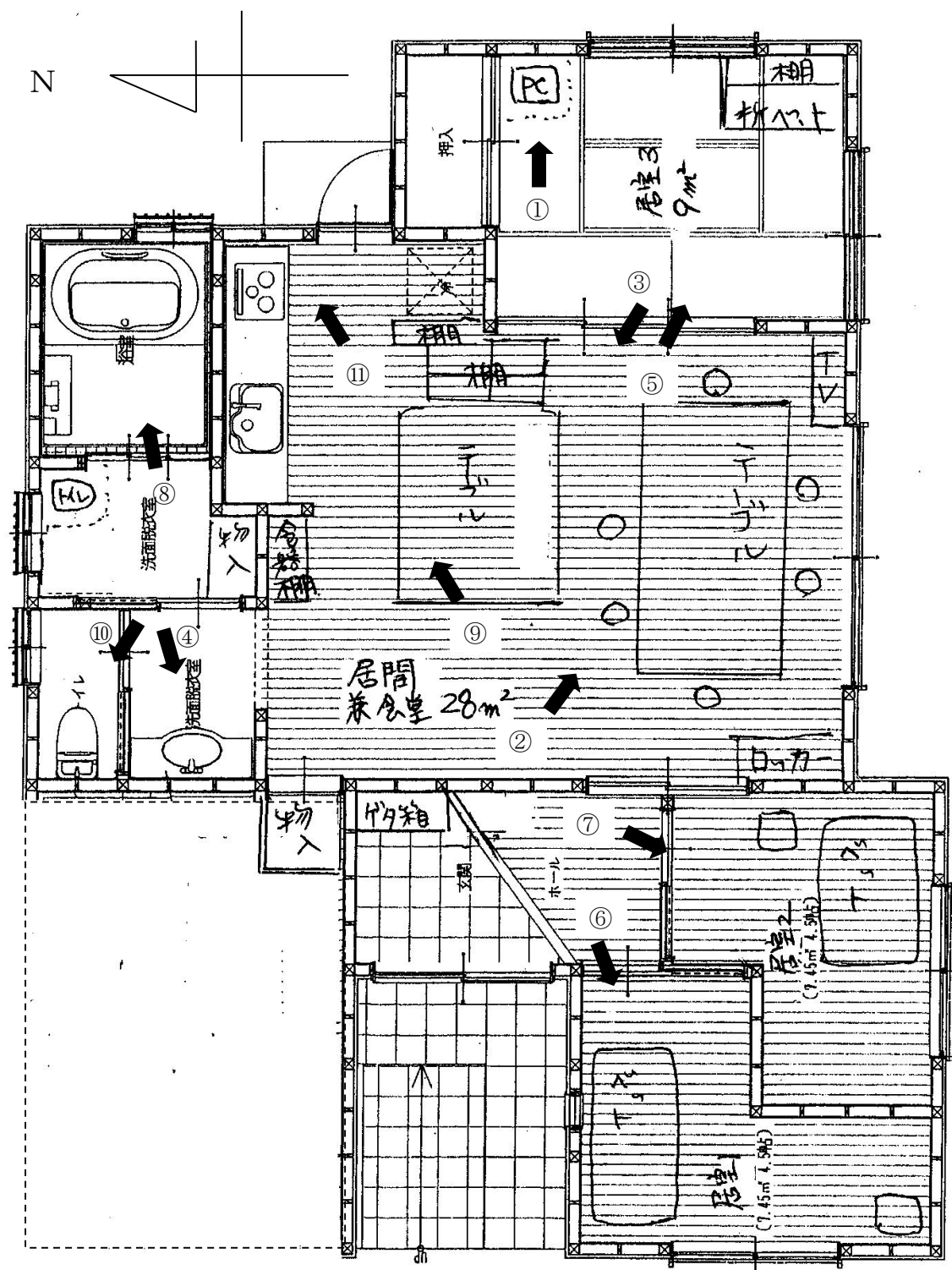
区分	要 件	報告案件(サポート横須賀さの)
人員基準	指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員及び設備に関する基準を満たすことをもって、必要な基準を満たしているものとみなす。	一体的に運営
設備基準		

当該報告案件(サポート横須賀さの)は「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成30年横須賀市条例第30号)及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成30年横須賀市条例第31号)に適合します。

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 サポート横須賀さの 位置図



サービス提供部分にかかる平面図



【現地写真】 サポート横須賀さの
(平成 31 年 4 月 26 日撮影)



入口



① 事務スペース



② 居間 1



③ 居間



④ 洗面台



⑤ 宿泊室 1

【現地写真】 サポート横須賀さの
(平成 31 年 4 月 26 日撮影)



⑥ 宿泊室 2



⑦ 宿泊室 3



⑧ 浴室



⑨ 台所



⑩ トイレ



⑪ 消火器